

顔認証付きカードリーダーで資格確認ができないケースでも
居宅同意取得型を活用したオンライン資格確認が可能です

✓ 活用のメリット

- 顔認証付きカードリーダーを用いたオンライン資格確認が実施できない場合においても**モバイル端末等**を活用することでオンライン資格確認が可能になります。

主な利用ケース

- ①発熱や風邪症状のある患者に対して、通常とは異なる動線で資格確認を行うケース
- ②緊急入院により受付窓口で資格確認せずに入院した患者の資格確認を病室で行うケース
- ③車内に患者がいる状態で診察や服薬指導等を実施するドライブカードリーダー等の運用を行っているケース
- ④機器故障時や車いす等の利用者や高齢者・障害者など、顔認証付きカードリーダーの操作が困難なケース



✓ 導入手順

- 導入する場合は、モバイル端末等の購入、レセプトコンピュータの機能追加のための改修が必要となるため、まずはシステム事業者にご相談ください。
- 詳細は右記「導入の手引き」をご覧ください。

※ オンライン診療等と同様のシステムとなりますので、オンライン診療等のシステム改修を行っている場合は追加での改修は不要です。



「導入の手引き」はこちら

✓ 導入に対する財政支援

申請期限：令和8年1月31日

| | 補助率 | 補助限度額 (外来診療等(通常とは異なる動線①～③・機器故障時等④)) |
|----------|-----|---|
| 病院 | 1/2 | 41.1万円 ※事業額上限82.2万円 (モバイル端末：4.1万円、レセプトコンピュータの改修：78.1万円) |
| 大型チェーン薬局 | 1/2 | 8.5万円 ※事業額上限17.1万円 (モバイル端末：4.1万円、レセプトコンピュータの改修：13万円) |
| 診療所・薬局 | 3/4 | 12.8万円 ※事業額上限17.1万円 (モバイル端末：4.1万円、レセプトコンピュータの改修：13万円) |

※ 外来診療等(通常とは異なる動線①～③・機器故障時等④)としての補助金申請はいずれか1回のみとなります。

医療機関・薬局の皆様

令和7年12月

モバイル端末等による オンライン資格確認(居宅同意取得型)について

訪問診療・訪問服薬指導や
オンライン診療・オンライン服薬指導を
実施している施設では**モバイル端末等で資格確認**ができる
オンライン資格確認の導入が必要です。

通常の外来においても、
「顔認証付きカードリーダーで資格確認ができないケース※」
で活用が可能です。

(※) 具体的なケースは裏面をご覧ください。

導入に対する財政支援を実施中です。
期限が近づいていますので、早期にご確認ください。

申請期限：令和8年1月31日

詳しくは各ページをご覧ください >>>



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



Change, Challenge, Chance

社会保険診療報酬支払基金
Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services

お問い合わせ先：オンライン資格確認等コールセンター



0800-080-4583 (通話無料)

月～金 8:00～18:00

土 8:00～16:00 (いずれも祝日を除く)



メールでのお問い合わせはこちら



訪問診療等・オンライン診療等を実施している場合、オンライン資格確認(居宅同意取得型)の導入が必要です！

✓ オンライン資格確認(居宅同意取得型)とは？

- モバイル端末(スマートフォン・タブレット)等で、マイナ資格確認アプリやマイナ在宅受付Webを利用することによって、患者宅等でも、マイナンバーカードによるオンライン資格確認が可能となります。
- 患者から情報閲覧の同意を取得した上で、診療/薬剤情報、特定健診等情報を取得することができます。
- オンライン資格確認(居宅同意取得型)は、訪問診療等・オンライン診療等・外来診療等(通常とは異なる動線・機器故障時)においてご活用いただけます。

✓ 訪問診療等、オンライン診療等におけるオンライン資格確認(居宅同意取得型)の導入義務について

- 訪問診療等やオンライン診療等に関しては、令和6年12月1日に、オンライン資格確認の義務化に関する経過措置が終了したため、患者からオンライン資格確認を求められた場合には応じていただく必要がございます。**訪問診療等、オンライン診療等を実施しており、オンライン資格確認(居宅同意取得型)が未導入の施設は速やかにご対応ください。**

訪問診療等におけるオンライン資格確認

✓ 活用のメリット

- 医療機関・薬局のモバイル端末等を活用することで患者宅等でオンライン資格確認が可能になります。
- 2回目以降の訪問においては、継続的な関係の下で訪問診療等が行われている間、訪問前に資格確認を行うことができ、初回時の同意に基づき、診療/薬剤情報等を取得することも可能です。



✓ 環境設定情報の変更

- 患者からオンライン資格確認を求められた場合には応じていただく必要がございますので、まずは資格確認端末(PC)上でオンライン資格確認等システムの**環境設定情報更新画面から「訪問診療等機能」を「利用する」に変更してください。**(所要時間：3分)



「概要資料」はこちら

※環境設定情報の変更など、事前準備に関しては、右記二次元コードから「概要資料」のP15をご参照ください。また、利用方法に関しては、マイナ在宅受付Webを利用の場合はP16～18、マイナ資格確認アプリを利用の場合はP21～25をご覧ください。

✓ 導入に対する財政支援 **申請期限：令和8年1月31日**

| | 補助率 | 補助限度額(訪問診療・訪問服薬指導等) |
|----------|-----|---|
| 病院 | 1/2 | 41.1万円 ※事業額上限 82.2万円 (モバイル端末：4.1万円、レセプトコンピュータの改修：78.1万円) |
| 大型チェーン薬局 | 1/2 | 8.5万円 ※事業額上限 17.1万円 (モバイル端末：4.1万円、レセプトコンピュータの改修：13万円) |
| 診療所・薬局 | 3/4 | 12.8万円 ※事業額上限 17.1万円 (モバイル端末：4.1万円、レセプトコンピュータの改修：13万円) |

※ 訪問診療等とオンライン診療等の両方を導入した場合は、両方の財政支援をご活用いただけます。

オンライン診療等におけるオンライン資格確認

✓ 活用のメリット

- 患者自身のモバイル端末等からWebサービス(マイナ在宅受付Web)へアクセスすることでオンライン資格確認が可能となります。
- 患者が情報閲覧に同意すると、医療機関・薬局ではオンライン診療等の実施日の翌日未まで診療/薬剤情報等の取得が可能です。



✓ 環境設定情報の変更

- 患者からオンライン資格確認を求められた場合には応じていただく必要がございますので、まずは資格確認端末(PC)上でオンライン資格確認等システムの**環境設定情報更新画面から「オンライン診療等・外来診療等(通常とは異なる動線)機能」を「利用する」に変更してください。**(所要時間：3分)



「概要資料」はこちら

※環境設定情報の変更など、事前準備に関しては、右記二次元コードから「概要資料」のP10をご参照ください。また、利用方法に関しては、P11～13をご覧ください。

✓ 導入に対する財政支援 **申請期限：令和8年1月31日**

| | 補助率 | 補助限度額(オンライン診療・オンライン服薬指導) |
|----------|-----|--|
| 病院 | 1/2 | 39万円 ※事業額上限 78.1万円 (レセプトコンピュータの改修：78.1万円) |
| 大型チェーン薬局 | 1/2 | 6.5万円 ※事業額上限 13万円 (レセプトコンピュータの改修：13万円) |
| 診療所・薬局 | 3/4 | 9.7万円 ※事業額上限 13万円 (レセプトコンピュータの改修：13万円) |

※ 訪問診療等とオンライン診療等の両方を導入した場合は、両方の財政支援をご活用いただけます。オンライン診療等と外来診療等(通常とは異なる動線・機器故障時)は同様のシステムとなるため、いずれかでシステム改修を行っている場合は追加での改修は不要であり、追加での補助対象となりません。